

山陽小野田市告示第60号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項の特定空家等について、山陽小野田市空家等対策の推進に関する条例（平成29年条例第16号）第11条第1項の規定に基づき緊急安全措置を実施したが、所有者等の所在等が特定できないため、同条第3項及び山陽小野田市空家等対策の推進に関する条例施行規則（平成29年6月30日規則第35号）第11条第3項に基づき、次のように告示すること。

令和6年4月23日

山陽小野田市長 藤田剛二

- 1 緊急安全措置を講じた空家等の所在地
山陽小野田市赤崎三丁目4593番地20
- 2 緊急安全措置の内容
電気引込線の撤去
- 3 緊急安全措置の実施日
令和6年4月18日
- 4 緊急安全措置を講じた理由
引込線にツタ等が絡まり、電線に到達し停電等を引き起こす恐れがあったため。
- 5 緊急安全措置に要した費用
なし
- 6 所有者等の費用負担に関する事項
なし